平成２２年（フ）第１５５号
福井県越前市高瀬１丁目17番35号
債務者　田中　**隆**志
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
福井県越前市朽飯町第17号１番地
債務者　上坂　榮子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
長野県諏訪郡富士見町富士見11536番地43陽のあたる丘Ｂ―201、前住所長野県諏訪郡原村9606番地７
債務者　岩田　兼一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１２１０号
愛知県春日井市松新町１丁目23番地　エクセレント勝川12―Ｃ号
債務者　福川さつきこと　呉　さつき
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０１号
愛知県東海市富木島町藤島８番地の２―３棟104号
債務者　藤田　康志
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６１号
愛知県瀬戸市城ケ根町47番地の56、住民票上の住所名古屋市北区喜惣治２丁目177番地市営喜惣治荘６棟103号
債務者　古田　佳子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０６号
三重県桑名市大字下深谷部4808　すずらん、住民票上の住所三重県員弁郡東員町大字筑紫741番地
債務者　鷹取　彬夫
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
三重県四日市市堀木１丁目２番１―10号
債務者　前川　佳輝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
三重県四日市市堀木１丁目２番１―10号
債務者　前川　君枝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
三重県四日市市北条町１番２号
債務者　最上　利江
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
三重県桑名市大字地蔵18番地７ベルメゾンクレアＢ棟102号
債務者　木村　則子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
三重県四日市市笹川７丁目121番地
債務者　藤原　智子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
三重県いなべ市大安町中央ヶ丘１丁目2971番地158
債務者　井田　和則
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
三重県四日市市あがたが丘１丁目12番地１
債務者　水野　典子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
三重県桑名市多度町柚井1290番地
債務者　服部　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
兵庫県伊丹市北本町１丁目268番地
債務者　浅田　鈴代
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番20―916号
債務者　西澤　道夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係